資料 14

相模原市行政手続条例施行規則

平成９年１２月２４日
規則第６２号

(趣旨)

第１条　この規則は、相模原市行政手続条例(平成９年相模原市条例第１３号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(不利益処分をしようとする場合の手続を要しない処分)

第２条　条例第１３条第２項第５号に規定する規則で定める処分は、次に掲げる処分とする。

（１）条例等の規定により市長等(市長等のうち、市長以外の市の執行機関及び法令に基づき処分権限を有する市の機関で当該執行機関に属するもの並びにこれらの機関から処分権限の委任を受けた機関を除く。以下同じ。)が交付する書類であって交付を受けた者の資格又は地位を証明するもの(以下この号において「証明書類」という。)について、条例等の規定に従い、既に交付した証明書類の記載事項の訂正(追加を含む。以下この号において同じ。)をするためにその提出を命ずる処分及び訂正に代えて新たな証明書類の交付をする場合に既に交付した証明書類の返納を命ずる処分

（２）届出をする場合に提出することが義務付けられている書類について、条例等の規定に従い、当該書類が条例等に定められた要件に適合することとなるようにその訂正を命ずる処分

(文書等の写しの交付)

第３条　条例第３９条第１項から第３項までの規定により資料、調書及び報告書の写しの交付を求めようとする者は、資料等の写し交付請求書を市長等に提出しなければならない。

(文書等の写しの交付に要する費用)

第４条　条例第３９条第４項に規定する資料等の写しの交付に要する費用の額は、公文書等の複写費用の額(昭和６１年相模原市告示第４３号)に規定する額とする。

(様式)

第５条　この規則の規定により使用する書類の様式は、別に定める。

附　則

この規則は、平成１０年１月１日から施行する。

附　則(平成２６年１２月２４日規則第１１７号)

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則(平成２８年３月２５日規則第１２号)

この規則は、公布の日から施行する。